

●相続手続

- ★死亡届の提出…………… 7日以内
- ★相続放棄・限定承認の手続…… 3か月以内
- ★準確定申告…………… 4か月以内
- ★相続税申告・納税…………… 10か月以内



●100年時代●

相続は、何度も訪れるものではありません。そのため、なれない手続きに戸惑うことがあります。葬儀、お墓の問題などを終え、息つくひまもなく、預貯金の名義変更、有価証券、保険金の請求、遺族年金の手続、不動産登記などがあります。また、相続は1件1件ことなり、時間がかかります。

また、法律が改正になり、相続税のことも気になります。現在は、「基礎控除3000万円+相続人数×600万円」となっています。そのため、当事務所においても相続税の課税対象になる方が増えています。

人生設計も以前と違う考え方（計画）も必要になってきました。長生きするリスクへの対応が求められています。当事務所は、その他の専門家とご一緒に協力しながら対応をさせていただきます。お困りごとはお気軽にご連絡ください。

松戸市の街の法律家

千葉県政書士会所属

行政書士/ファイナンシャルプランナー事務所

〒271-0075

千葉県松戸市胡録台 38-10

TEL047-369-0529

URL : <http://www.office-kawada.jp/>



遺言・相続

相続手続・遺言書の作成は
まず、行政書士にお気軽にどうぞ。

あなたの街の法律家
松戸地域密着でご支援いたしております。

[TEL:047-369-0529](tel:047-369-0529)

[携帯：080-1094-7642](tel:080-1094-7642)

FAX:047-330-0012

● 相続が発生したらやること

①まず、「財産調査」と「相続人は誰なのか」と「遺言書はあるのか」を確認する必要があります。なぜなら、負債があれば、相続放棄をすることがあるかの判断を3か月以内にしなければなりません。遺言書があれば、次頁に示す法定相続より遺言書に書かれている人が優先されるからです。

②次に法定相続や遺言書があっても相続人同士でお話が決めれば、それが優先されます。なによりも、相続人同士で話ができる状態であれば遺産分割協議書というものを作成し相続人全員の実印と印鑑証明書が揃えば、不動産登記や銀行などの手続きができるようになります。

③一般的に必要な書類

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ・相続人の戸籍謄本
- ・遺産分割協議書
- ・印鑑証明
- ・不動産の権利証が必要になる場合として、「住所確認のため」徐票の住所と登記事項証明書に記載されている住所が違うとき。
- ・車が遺産である場合は車検証など
- ・有価証券などの株などがあれば、証券会社や銀行などの手続きが必要になります。

④その他必要な書類が必要な場合があります。



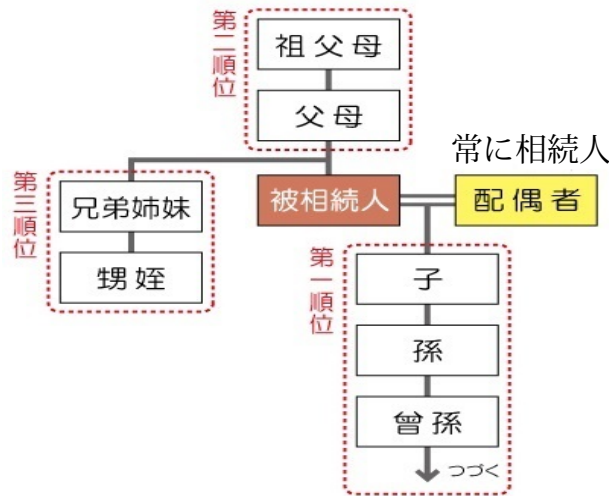
● 遺言

自筆 証書 遺言	<p>全文、ご自分で手書きします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間保存に堪える用紙 ・万年筆またはボールペン（鉛筆は不可） ・いままでの財産を書き出します。 ・家族構成や一人一人の生活を考える ・具体的に、資産を明確にする。 ・誰に、何を、遺すのかははっきりと。 <p>◆緊急の時に役に立ちます。（メリット） ◆家庭裁判所の検認が必要。（デメリット）</p>
公正 証書 遺言	<p>公証人・証人2名の関与が必要。 遺言は公証役場に保管される。</p> <p>◆費用がかかる。（デメリット） ◆紛失・偽造の心配がない（メリット）</p>

● 遺留分

相続人のうち配偶者、直系卑属、直系尊属には、遺言の内容にかかわらず、取り分の割合が定められています。

● 法定相続人と法定相続分



第1順位⇒配偶者	1/2	子1/2
第2順位⇒配偶者	2/3	父母1/3
第3順位⇒配偶者	3/4	兄弟姉妹1/4

子供がいない場合

子供がいない場合、自分の配偶者に全財産を残したいと思っている方は「全財産を妻又は夫に相続させる」と遺言を遺すことで実現できます。この場合は兄弟姉妹に遺留分がないため全財産を妻又は夫に全財産を残すことができます。

未成年の子の後見人を指定しておく

遺言で、未成年後見人を決めてことができます。

寄付をしたい

相続人がいないので遺贈の遺言を作成しておくことができます。

内縁の妻に財産を残したい

内縁の妻に遺贈することで自分の死後の生活を保障してあげることができます。

息子の嫁に財産を残しておきたい

息子の嫁には相続権がないため、遺言があれば、息子の嫁に財産を残す（遺贈）残すことができます。

離婚して、先妻との間に子供がいる場合

争いに発展しないためにも、遺言で分割方法を指定することで、先妻の子の財産が確保できます。

財産の種類が多い場合

この場合は誰に何を相続させるかを指定しておくことで、遺産相続を円満に継承してもらいましょう。

お世話になった方へ

お世話になった方へ遺贈するが、その方が死亡した場合は、その方の子供さんに遺贈すると書いておくことができます。

付言事項は相続人を拘束するものではありませんが、丁寧に、遺言の内容を説明することで相続人が理解できることもあるので、最後の一言で「ありがとう」の感謝の気持ちをいみましょう。